

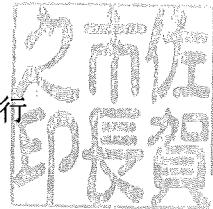
諮問書

佐市循推第 6 号

平成 31 年 4 月 19 日

佐賀市個人情報保護審査会
会長・村上英明様

佐賀市長秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例第 7 条第 3 項第 6 号及び第 8 条第 1 項第 5 号の規定により、
下記のとおり貴審査会の意見を求める。

記

1 濟問事項

佐賀市内のごみ集積所への監視カメラ設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集、
及び保有個人情報の外部提供について

2 濟問理由

近年、佐賀市内のごみ集積所からの資源物持ち去りが多発している。平成 30 年度も
52 件の資源物持ち去りに関する情報が寄せられている。このように、市民は、持ち去
り行為を注視し、その取締りを求めている。

持ち去りを行っている者に対し、条例に基づき佐賀市が指導、注意、告発を行うには、
現場を押さえる必要があるため、早朝パトロールを実施している。しかし、広範囲を車
両で移動しながら資源物持ち去りを行っている者がいるため、持ち去り現場を押さえる
ことは困難を極めている。

このため、取締りを行う必要があり、カメラ設置の要望が出された市内ごみ集積所付
近に監視カメラを設置し、原因者の把握、資源物持ち去り防止を図りたい。

3 管轄課

環境部循環型社会推進課

4 設置時期

平成31年6月（予定）

5 監視カメラの概要

（1）監視カメラの種類及び台数

屋外完全対応（防塵、防滴）の簡易可搬式カメラシステムとする。

台数は、移動式と、既存の柱に取り付ける埋設式各1台ずつ。（計2台）

（2）設置場所

佐賀市内のごみ集積所付近（集積所から5メートル程度離れた場所）に設置する。

設置は、監視カメラ設置申出書の提出に基づき、佐賀市が設置可能と判断した場合に行う。

設置の申し出は、ごみ集積所を管理している者のみ行うことができる。

（3）稼働時間

24時間（ただし、人感センサーが稼動する時間のみ）。

（4）記録装置

カメラ本体（地上約2mに設置）内蔵のマイクロSDカードに記録保存。画像データの取り出しは、施錠された機器収納ボックス内にあるLANケーブルから、インターネットに接続していないパソコンにダウンロードする。

（5）画像データ

白黒の静止画を記録するものとし、音声は収録しない。

マイクロSDカードに保存したデータは、2週間を経過したら古いデータから上書き消去される。期間内でも一定のデータ量（約80Gバイト）を超えると、古いデータから上書き消去される。

また、画像を視聴した場合において、資源物の持ち去り又はそれに付随する行為等が特定できる情報が記録されていないことが確認できたら、消去するものとする。

（6）管理者及び取扱者

循環型社会推進課長を監視カメラ管理者に、循環型社会推進課の職員の中から管理者が指名した者1名（資源物の持ち去り対策担当者）を監視カメラ取扱者に指定し、監視カメラ、記録装置、及びこれらの付属品（以下「機器」という。）及び画像データを適正に管理する。

画像データの確認は、監視カメラ設置場所では行わず、執務室でのみ行う。

（7）取扱要綱

「佐賀市個人情報保護条例」の規定に基づき具体的な取り扱い方法等について「佐賀市資源物持ち去り監視カメラの設置及び運用に関する要綱」を定め、機器及び画像データを適正に取り扱う。

6 画像データの外部提供

画像データの提供については「佐賀市個人情報保護条例」の規定に基づき取り扱う。

具体的には、刑事訴訟法第239条第2項の規定（官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。）に基づき告発を行う場合や、刑事訴訟法第197条第2項の規定（捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。）に基づく捜査機関からの照会に對し回答する場合などが考えられる。

なお、画像データの外部提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータに限定し、外部記録媒体に複写したうえで提供するとともに、提供先に対し、画像データの複製禁止、不要になった際の記録媒体の返却を条件に付すものとする。

佐賀市資源物持ち去り監視カメラの設置及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀市内の自治会等が設置しているごみ集積所（以下「ごみ集積所」という。）について、監視カメラによる監視を実施することにより、資源物持ち去りを防止し、及びその原因者を把握するため、監視カメラの設置及び運用並びに画像の適正な管理（以下「監視カメラの設置等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 資源物持ち去り 佐賀市の委託を受けていない者が、佐賀市内のごみ集積所から佐賀市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例施行規則第2条の5各号に掲げる再選資源物を収集し、又は運搬すること。
- (2) 監視カメラ 資源物持ち去りの防止及びその原因者の把握を目的として、市長が設置するカメラ、ビデオカメラその他対象を撮影して記録する装置をいう。
- (3) 画像 監視カメラによって記録された画像をいう。

(管理責任者等)

- 第3条 市長は、監視カメラの設置等を適正に行うため、管理者を置く。
- 2 管理者は、循環型社会推進課長とする。
 - 3 取扱者は、循環型社会推進課廃棄物対策係長及び、廃棄物対策係員とする。
 - 4 管理者は、取扱者にこの要綱を遵守させなければならない。
 - 5 取扱者は、この要綱を遵守し、監視カメラ及び画像データを適正に取り扱わなければならぬ。

(監視カメラの設置)

- 第4条 市長は、資源物持ち去りが行われている、又は、資源物持ち去りが行われるおそれがあると認める場所であって、監視カメラを適切に管理できる場所に監視カメラ設置することができる。
- 2 市長は、個人情報を保護するため、監視カメラで撮影しようとする範囲に個人住宅等を含めてはならない。ただし、資源物持ち去りの状況に応じ必要な場合であって、当該個人住宅等の居住者、所有者又は管理者の同意を得た場合は、この限りでない。
 - 3 市長は、監視カメラの設置場所の周辺に、監視カメラが作動中である旨の表示をしなければならない。

(監視カメラの設置の申出)

第5条 資源物持ち去りのあったごみ集積所を管理する自治会等の長は、事前にそのごみ集積所を利用している住民に対し監視カメラ設置について周知した後、市長に対し監視カメラの設置を、資源物持ち去り監視カメラ設置申出書(様式第1号)により申し出こととする。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、監視カメラの設置の可否を決定し、資源物持ち去り監視カメラ設置可否決定通知書(様式第2号)により当該申出を行ったものに通知するものとする。

(設置期間)

第6条 監視カメラの設置期間は1か月単位とし、その後1回の更新を認める。ただし、更新は、設置当月を含め6か月を上限とする。

2 監視カメラは、目的が達成され、設置の必要がないと認められた場合、設置期間内であっても速やかに撤去する。

(画像の取扱い)

第7条 管理者は、画像データの漏えい、滅失及び毀損の防止その他の画像の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。

2 管理者及び取扱者は、資源物持ち去りの通報があった場合、その他市長が必要と認める場合に、画像データの視聴を行う。

3 管理者又は取扱者は、画像データを視聴した場合において、資源物持ち去り又はそれに付随する行為等が特定できる情報(以下「特定情報」という。)が記録されていないことを確認したときは、当該画像データを消去するものとする。

(画像の提供)

第8条 特定情報が記録されている画像データは、佐賀市個人情報保護条例第8条第1項ただし書きに該当するときに限り外部提供を認めるものとする。

(苦情処理)

第9条 市長は、市民等から監視カメラに関する苦情等を受けたときは、誠実かつ迅速に対応するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

資源物持ち去り監視カメラ設置申出書

年　月　日

佐賀市長　　様

申出者　住所又は所在地

団体名

代表者氏名

印

電話番号

資源物持ち去り監視カメラの設置に関し、下記のとおり申し出ます。

記

○設置希望場所

佐賀市

○設置希望期間

年　月　日～　年　月　日

○設置希望台数

台

添付書類

- ・設置希望場所の位置図
- ・設置希望場所の土地所有者の同意書（申請者と土地所有者が同一であれば、同意書の省略可）

様式第2号（第5条関係）

資源物持ち去り監視カメラ設置可否決定通知書

佐市循推第 号
年 月 日

様

佐賀市長

(印)

年 月 日付けで申出のあった資源物持ち去り監視カメラの設置について、佐賀市資源物持ち去り監視カメラの設置及び運用に関する要綱第5条第2項により、次のとおり通知します。

設置の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否 (理由)
設置場所	佐賀市
設置台数	台
設置期間	年 月 日 ~ 年 月 日
備考	